

第4次 阿賀野市男女共同参画プラン（案）

～男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり～

（計画期間 令和3年度 ～ 令和7年度）

令和3年 月
阿 賀 野 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	2
3 基本理念	8
4 計画の性格と位置付け	8
5 計画の期間	8
6 計画の基本目標	9
7 計画の体系	10

第2章 基本目標と取組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識づくり	13
重点目標1 男女共同参画意識のさらなる浸透	14
重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	16
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり	17
重点目標1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	18
重点目標2 男女の性別に偏らない就労環境づくり	20
基本目標Ⅲ 女性が活躍できるまちづくり	22
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	22
重点目標2 あらゆる分野での女性の参画の推進	24
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	26
重点目標1 あらゆる暴力の根絶	26
重点目標2 誰もが心身ともに健康でいられる環境づくり	30
重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり	31

第3章 計画の推進

1 施策の推進体制	33
2 進行管理	33
3 指標の一覧	34

参考資料

日本国憲法（抄）	37
男女共同参画社会基本法	39
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	43
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	48
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会委員名簿	66

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 基本理念
- 4 計画の性格と位置付け
- 5 計画の期間
- 6 計画の基本目標
- 7 計画の体系

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布され、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題に位置付けられています。阿賀野市においても、平成18年度から男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の形成に取り組んできました。平成23年度には第2次プラン、平成28年度には第3次プランを策定し「男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり」を計画目標に掲げ、基本目標、重点目標、施策の基本的方向、具体的事業を定め推進してきました。これまでの取組により、市の審議会等委員に占める女性の割合や新潟県ハッピー・パートナー企業への登録数が上昇するなど、徐々に成果が表れています。

しかしながら、「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえ、男性の家事・育児・介護等への参画などが十分な状態であるとはいえません。男女共同参画社会の実現のためには、一人一人が尊重されその個性と能力を発揮できるように、行政、市民、企業がそれぞれの役割を果たし、一体となって暮らしやすい社会をつくりあげていくことが重要です。

阿賀野市においては、人口減少及び少子高齢化のさらなる進展による労働力人口の減少に伴い、ますます女性の活躍推進が求められています。

国では平成27年に女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境の整備をするため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）を制定し、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備を推進しています。

このような状況を踏まえ、第3次プランの取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化によって生じた課題に対応するため、「第4次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定しました。

なお、本プランにおける女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけ、総合的に施策を推進していきます。

2 計画策定の背景

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1975 (昭50)	・「国際婦人年世界会議（メキシコシティ）」開催 ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府「婦人問題担当室」発足		
1977 (昭52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」婦人問題担当となる	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1978 (昭 53)			・「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
1979 (昭 54)	・第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」署名		
1980 (昭 55)	・「国連婦人の十年中間世界会議（コペンハーゲン）」開催 ・「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択		・婦人問題懇話会「知事への提言」「婦人の行動要領」をまとめる	
1981 (昭 56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982 (昭 57)			・婦人問題推進協議会「婦人の地位向上と社会参加」のための意見をまとめる	
1984 (昭 59)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国際法」の改正		
1985 (昭 60)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「労働基準法」の一部改正 ・「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭 61)		・婦人問題企画推進本部拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置		
1987 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (昭 63)		・女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議		
1990 (平 2)			・婦人青少年課「婦人係」設置	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1991 (平 3)		・「育児休業法」公布	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置 ・「婦人問題連絡会議」を改組し、「女性政策連絡推進会議」設置 ・「女性問題協議会」設置	
1992 (平 4)			・「新潟県婦人対策の方向」を改定し「にいがたオアシス女性プラン」策定	
1993 (平 5)	・女性に対する暴力撤廃宣言	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法) 公布	・(財)新潟県女性財団設立	
1994 (平 6)		・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会(政令)」「男女共同参画推進本部」設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議		
1995 (平 7)	・第4回世界女性会議(北京)において「北京宣言」採択	・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)		
1996 (平 8)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク) 発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・女性児童課を改組し「女性政策課」設置 ・新潟ユニゾンプラザ開館	
1997 (平 9)		・「男女共同参画審議会」設置(法律) ・「介護保険法」公布		
1999 (平 11)		・「男女共同参画社会基本法」公布	・男女共同参画に関する県民意識調査	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2000 (平 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議(ニューヨーク)」開催 ・ミレニアム開発目標(MDGs) 設定「目標 3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上」 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採決	・「男女共同参画基本計画」閣議決定		
2001 (平 13)		・「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		
2002 (平 14)			・「男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ・「男女平等社会推進課」に改称 ・「男女平等社会推進審議会」設置 ・「男女平等推進相談室」設置	
2003 (平 15)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第 4 回及び第 5 回報告審議 ・「少子化社会対策基本法」公布 ・「次世代育成支援対策推進法」公布		
2004 (平 16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		・阿賀野市政施行 ・企画政策課内に「男女共同参画推進係」設置 ・「阿賀野市男女参画プラン」市内策定委員会」設置 ・市民公募委員等による検討委員会設置 ・職員意識調査、市民意識調査実施

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2005 (平 17)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議決定」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006 (平 18)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	・「阿賀野市男女共同参画プラン」策定
2007 (平 19)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008 (平 20)				・「男女共同参画に関する児童・生徒意識調査」実施 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009 (平 21)		・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議		
2010 (平 22)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） ・国連グローバル・コンパクト（UNGC）と UN IFEM（現 UN Women）が「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」を共同で作成	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011 (平 23)	・ UN Women 正式発足			・「第 2 次阿賀野市男女共同参画プラン」策定
2012 (平 24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2013 (平 25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「第 2 次新潟県男女共同参画計画」策定	・「市民意識調査」、「児童・生徒意識調査」、「職員意識調査」実施
2014 (平 26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正		・「男女共同参画および少子化対策に関する事業所調査」実施
2015 (平 27)	・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク） ・第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択（目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・「にいがたイクボス促進共同宣言」実施 ・性犯罪・性紡織被害者のためのワンストップ支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）設置	
2016 (平 28)		・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意		・「第 3 次阿賀野市男女共同参画プラン」策定
2017 (平 29)		・「刑法」改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	・「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	
2018 (平 30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定		・「市民意識調査」、「児童・生徒意識調査」、「職員意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2019 (令和)	・ G20 大阪首脳宣言	・ 「女性活躍推進法」改正		・ 「男女共同参画に関する事業所調査」実施
2020 (令和2)	・ 国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）			

3 基本理念

「男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり」

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわらず男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、夢や幸せの実現に向けて、豊かで充実した人生を送ることのできる社会を目指し、総合的・計画的に施策を推進するために、第2次プランから引き続き掲げるものです。

4 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。
- (2) この計画は、国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、市の最上位計画である「阿賀野市総合計画（平成28年度～令和6年度）」や関連する分野との整合性を図り策定するものです。
- (4) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく阿賀野市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけられる計画です。
- (5) この計画は、阿賀野市における男女共同参画社会の実現を図るために、行政、市民、企業、団体等との連携を図りながら、相互の理解と協力のもと、推進していくものです。

5 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画とします。ただし、この間の社会情勢の変化や国県の動向のほか、計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

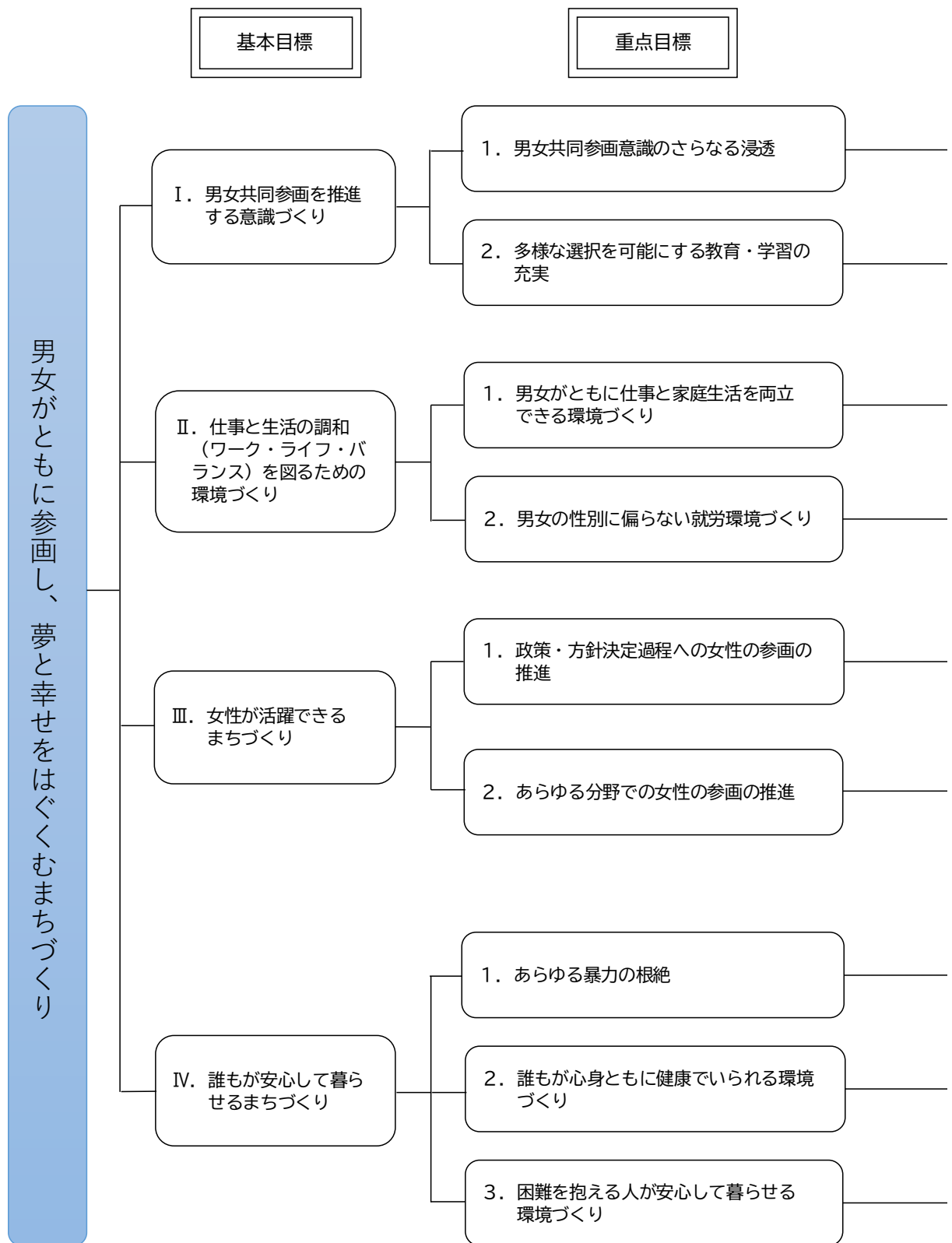
6 計画の基本目標

この計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの基本目標を掲げその目標を達成するために9つの重点目標、19の施策の基本的方向を設定します。

基本目標

- I 男女共同参画を推進する意識づくり
- II 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり
- III 女性が活躍できるまちづくり
- IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり

7 計画の体系



※「女性活躍推進計画」に位置付ける項目

施策の基本的方向

- (1) 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- (2) 男女共同参画に関する調査・情報の収集・提供の充実

- (1) 学校等における男女平等教育の充実
- (2) 保育士・教諭等への意識啓発

- (1) 子育て・介護支援体制の充実 ※
- (2) 多様なライフスタイルに対応した労働環境の整備 ※

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ※
- (2) 女性に対する再就職等支援の推進 ※

- (1) 市の政策決定過程への女性参画の促進 ※
- (2) 市の審議会等への女性登用の推進 ※

- (1) 地域活動への女性の参画の推進
- (2) 防災分野における女性の参画の推進
- (3) 農業・商工業等自営業における女性の経営参画の推進 ※

- (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待等の根絶と防止に向けた取組の推進
- (2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた取り組みの推進 ※

- (1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の推進
- (2) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

- (1) ひとり親家庭等への支援 ※
- (2) 生活困窮者への自立促進支援 ※

第2章 基本目標と取組み

基本目標Ⅰ

男女共同参画を推進する意識づくり

基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり

基本目標Ⅲ

女性が活躍できるまちづくり

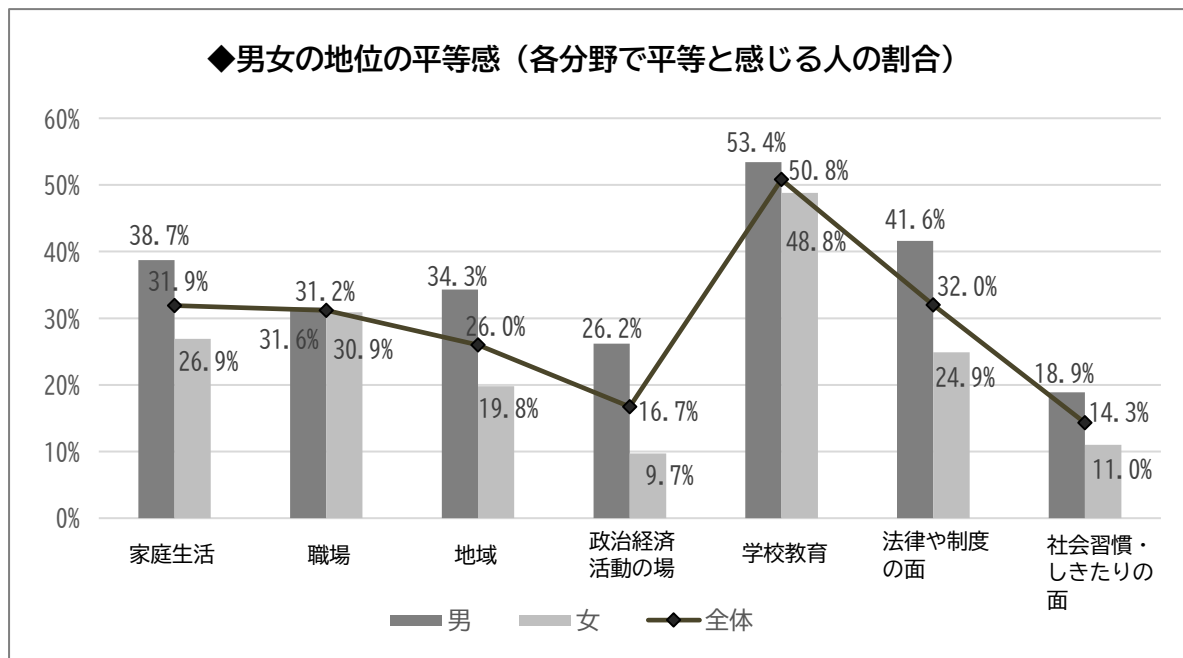
基本目標Ⅳ

誰もが安心して暮らせるまちづくり

第2章 基本目標と取組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識づくり

男女共同参画社会を実現するには、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、性別にかかわらず、それぞれの人権を尊重しつつ個性や能力を生かした多様な生き方を認めあうことが重要です。しかしながら、市民意識調査によると、それぞれの分野において男女の地位が平等と感じる人の割合は決して高いとはいえない状態です。このことから、広報・啓発活動・教育により男女平等の意識を高め、市民一人ひとりの意識の中にある社会的性別（ジェンダー）※1にとらわれた意識を解消していくことが重要です。



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

※1 社会的性別（ジェンダー）

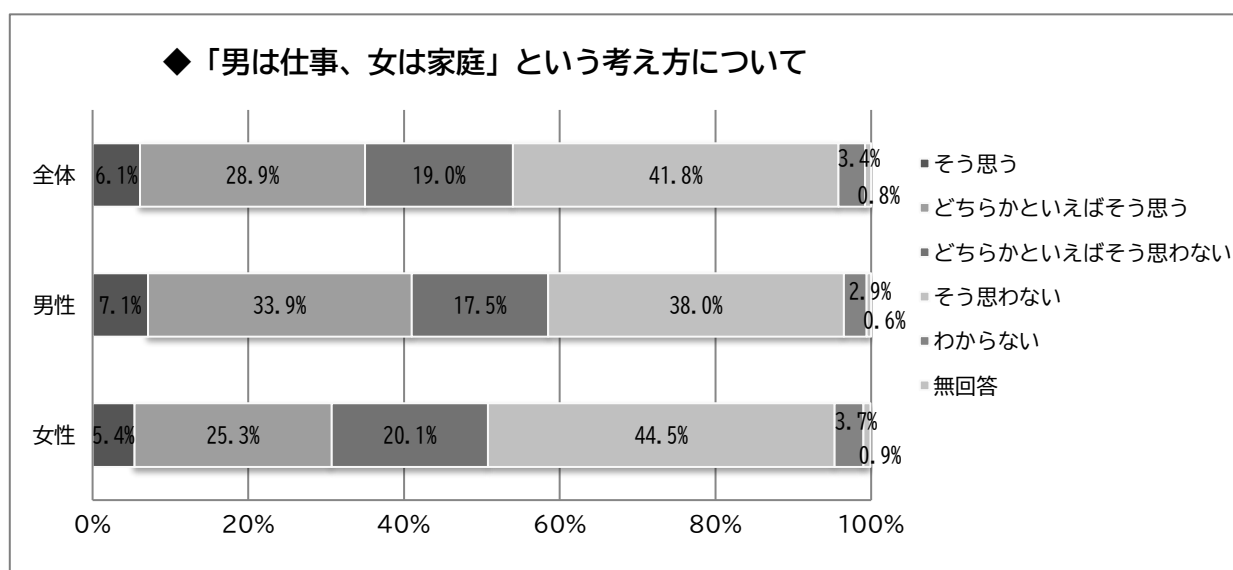
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」自体は、良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆重点目標Ⅰ-1 男女共同参画意識のさらなる浸透

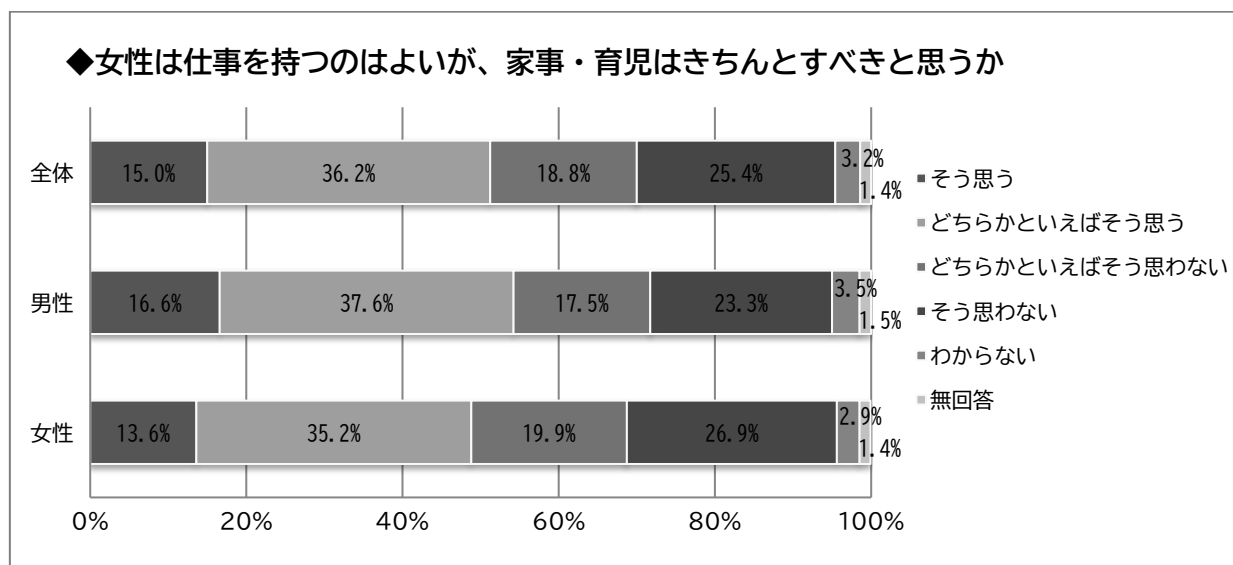
【現状と課題】

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭を中心とするほうがよい」という考えに対して6割の人が否定的である一方で、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべき」という考えに肯定的な人は5割以上いることから、現実には性別による固定的役割分担意識※2が依然として根強く残っていることがうかがえます。

ライフスタイルが多様化していく中では、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画社会の実現の必要性を正しく理解することが不可欠です。そのため、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を積極的に展開し、男女平等意識の浸透を図っていくことが重要です。



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発

具体的事業	取組内容	主管課
男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画に関する講座や研修会等を開催します。	企画財政課 生涯学習課
男性の家事・育児・介護等への参画推進に向けた講座等の開催	家事・育児・介護等への男性の参画を推進するために講座や研修会を開催します。	企画財政課 健康推進課
男女共同参画社会に関する情報発信	広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画に関する施策等について情報を発信します。	企画財政課
性的少数者（LGBT）に対する正しい知識の啓発	性的少数者に対する正しい理解を促すため、広報誌やホームページ等を活用し、広報活動を行います。	企画財政課

◇施策の基本的方向

(2) 男女共同参画に関する調査・情報の収集・提供の充実

具体的事業	取組内容	主管課
市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。	企画財政課
市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。	企画財政課
児童・生徒の意識調査の実施	児童・生徒の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。	企画財政課
事業所意識調査の実施	市内事業所の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。	企画財政課

※2 性別による固定的役割分担

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、固定的に役割を分けること。

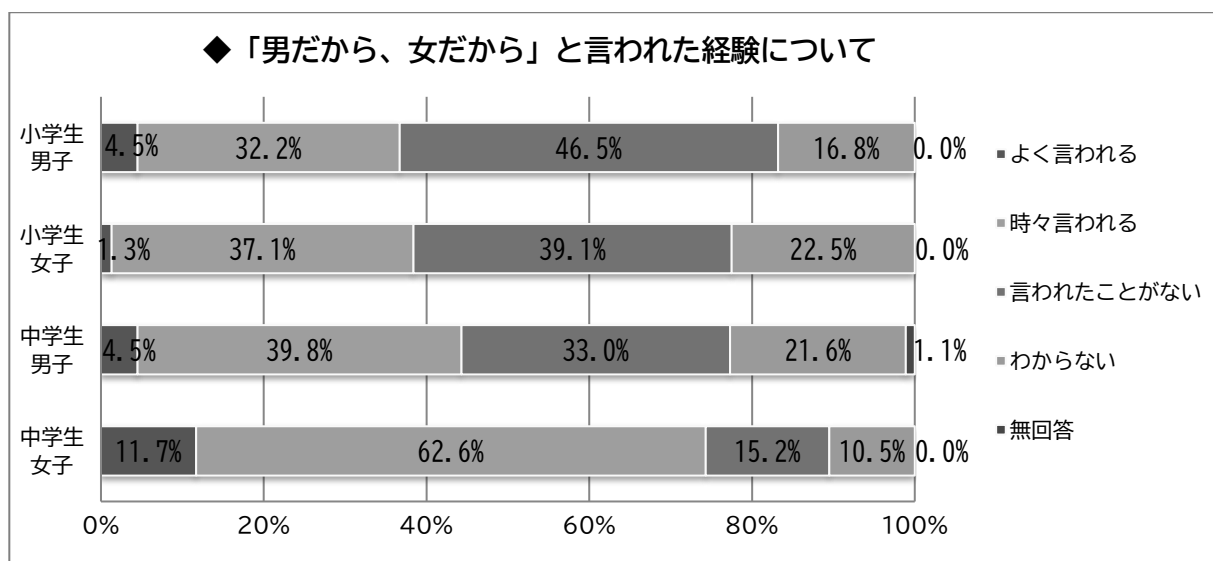
◆重点目標Ⅰ-2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

幼児期からの体験や経験は、その後の人格形成に大きな影響を与えますが、児童・生徒意識調査によると、小学生の約4割、中学生女子では7割以上が、過去に「男だから」「女だから」といった、性別による振る舞い方を求められたことがあると回答しています。

性別による固定的役割分担の解消には、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育や生活環境に身を置くことが重要です。

次代を担う子どもたちが、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、主体的に自らの進路等を決定することができるよう、個々に応じた教育・指導が必要です。



資料：平成30年度男女共同参画に関する児童・生徒意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) 学校等における男女平等教育の充実

具体的事業	取組内容	主管課
男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進	学校における人権尊重教育の一環として、男女平等について学ばせ・講演会等を行います。	市民生活課 学校教育課
固定的な考え方にとらわれない専攻や職業に関する幅広い情報の提供	自立に向けた職業観や労働観を育み、性別等による固定的な考え方にとらわれることなく進路選択ができる教育を推進します。	学校教育課

◇施策の基本的方向

(2) 保育士・教諭等への意識啓発

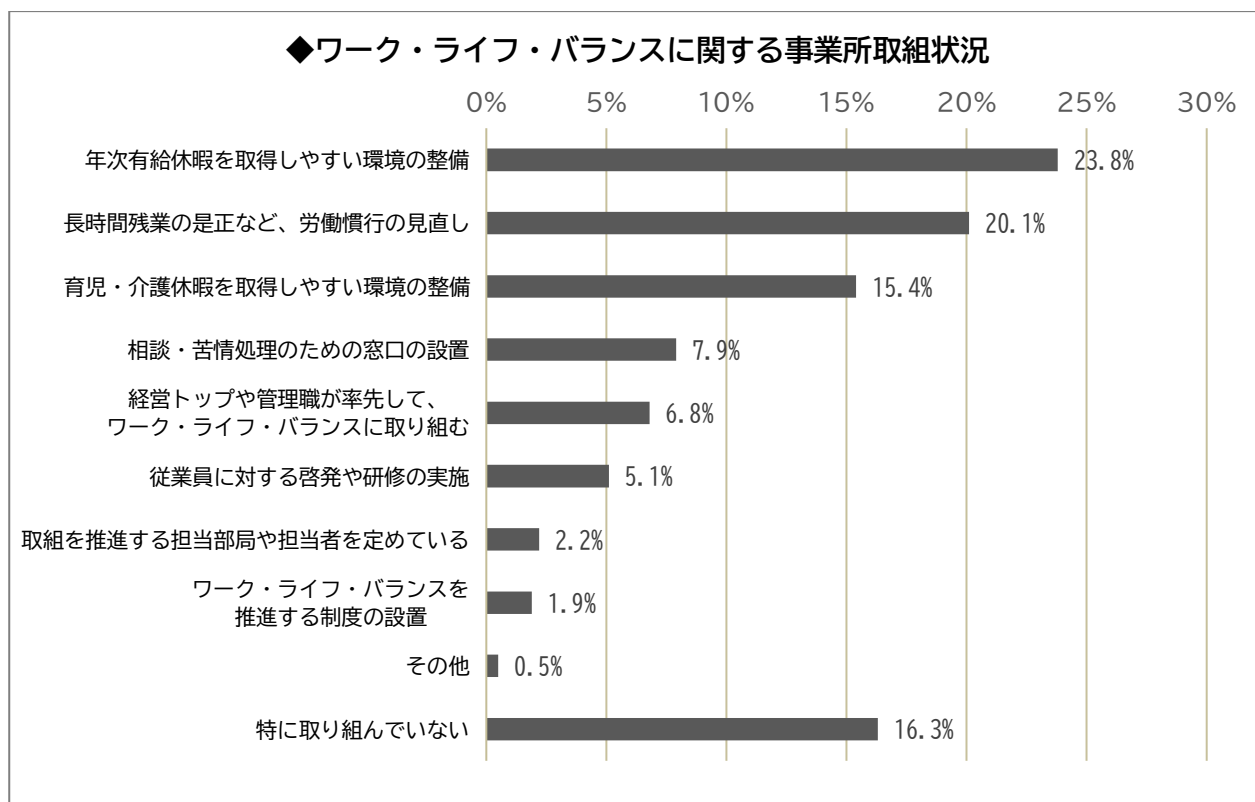
具体的事業	取組内容	主管課
男女共同参画に関する保育士・教諭等に対する啓発の推進	保育士・教諭等に対し、男女共同参画に関する研修等を実施します。	社会福祉課 学校教育課

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり

女性活躍の推進は、少子高齢化の進行や雇用状況の変化など、多様化する社会において重要な意義を持ちます。

また近年では、すべての人が多様な生き方を尊重され、その個性と能力を発揮し、充実した生活を送るために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※3の実現が特に重要となっています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、すべての人が働き方を見直すとともに、女性だけではなく男性も家事や子育てなどへ参画し、仕事と家庭のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

企業にとっても、仕事と生活の両立支援策を充実させることにより、優秀な人材の確保や社員の意識向上、生産性の向上など多くのメリットがあるため、企業に対しても理解を求めています。



資料：令和元年度男女共同参画に関する事業所意識調査結果より

※3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事・家庭生活・地域生活・個人の啓発等のさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

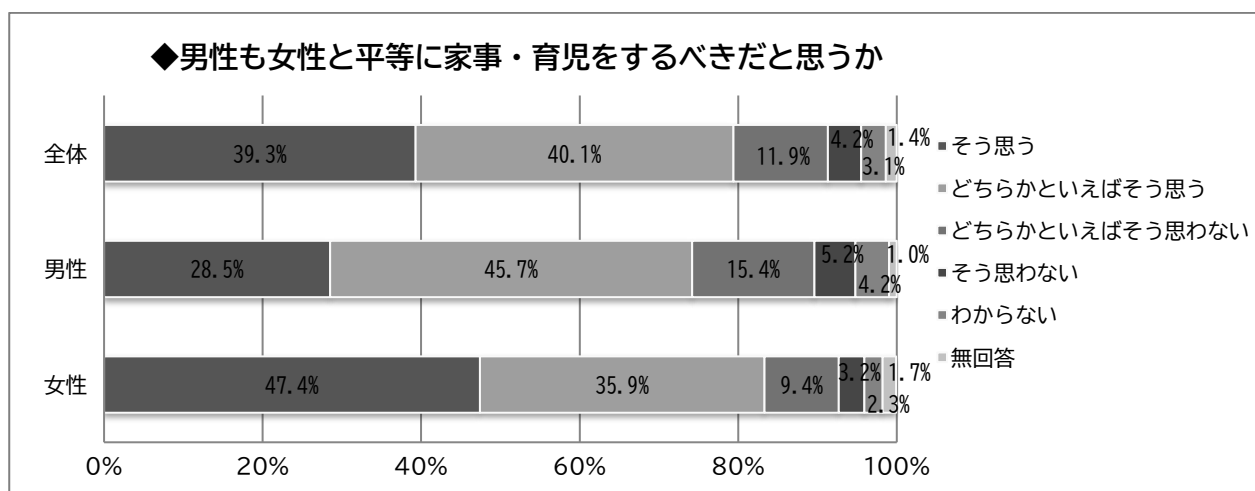
◆重点目標Ⅱ-1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

【現状と課題】

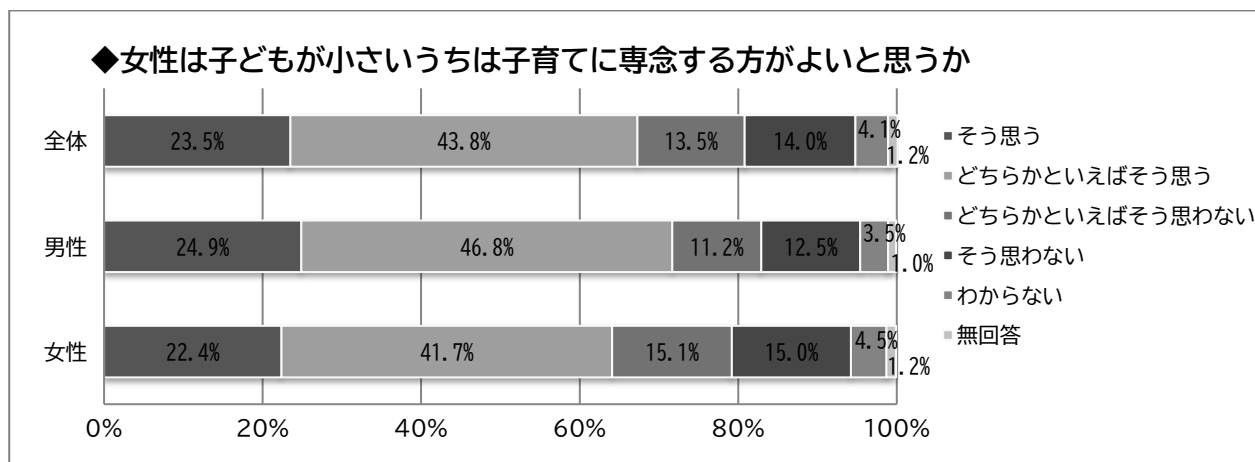
市民意識調査によると、「男性も女性と平等に家事・育児をするべきである」という考え方に対して8割の人が賛成している一方、6割以上の人が「女性は子どもが小さいうちは子育てに専念するほうがよい」と考えています。このことから、性別による固定的な役割分担意識は依然として高く、特に働く女性にとっては、家庭と仕事の両立を図ることが大きな負担となっていることがわかります。

このような現状を変えていくためには、男性の家事・育児などへの参画についての意識啓発を行うとともに、すべての人が育児・介護休業制度等を活用するなど、育児や介護に参加しやすい職場づくりを進めることが重要です。

また、女性の社会進出や家族形態の多様化に伴い、子育てや介護を取り巻く環境は変化しています。誰もが安心して子どもを産み育てることができ、住み慣れた地域で仕事と家庭生活を両立することができるよう、子育て・介護を地域全体で支援していきます。



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) 子育て・介護支援体制の充実

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
多様な保育サービスの充実	多様で良質な保育サービスの確保に努め、延長保育・幼稚園での預かり保育等の各種保育サービスにより子育て期の男女の社会生活を支援します。	社会福祉課 学校教育課
放課後児童クラブの充実	働く親が安心できるよう、学童保育の機能充実に努めます。	社会福祉課
ファミリーサポートセンター事業の充実	相互援助や組織の活用を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	社会福祉課
子育て支援センターの充実	子育てに関する情報提供を行い、安心して子育てができるよう、親子の遊び場の提供等を行います。また、相談等により個々の家庭に応じた支援を行います。	社会福祉課
子育て応援カード事業の実施	地域ぐるみの子育て支援体制を確立するため、子育て応援カード事業を周知します。	社会福祉課
乳幼児の医療費助成の充実	安心して子育てができる環境づくりとして、乳幼児の医療費助成の充実に努めます。	社会福祉課
育児・子育て講座等の開催	子育て中の男女のための講座等を開催します。	健康推進課 社会福祉課 生涯学習課
介護保険制度の利用に向けた情報提供の充実	介護保険制度の周知を図るため、広報紙やパンフレット配布等による情報提供を行います。	高齢福祉課
介護予防・生活支援の充実	一般高齢者を対象に、高齢者の健康づくり事業を実施し、介護予防に関する知識の普及を図ります。	高齢福祉課

◇施策の基本的方向

(2) 多様なライフスタイルに対応した労働環境の整備

【女性活躍推進】

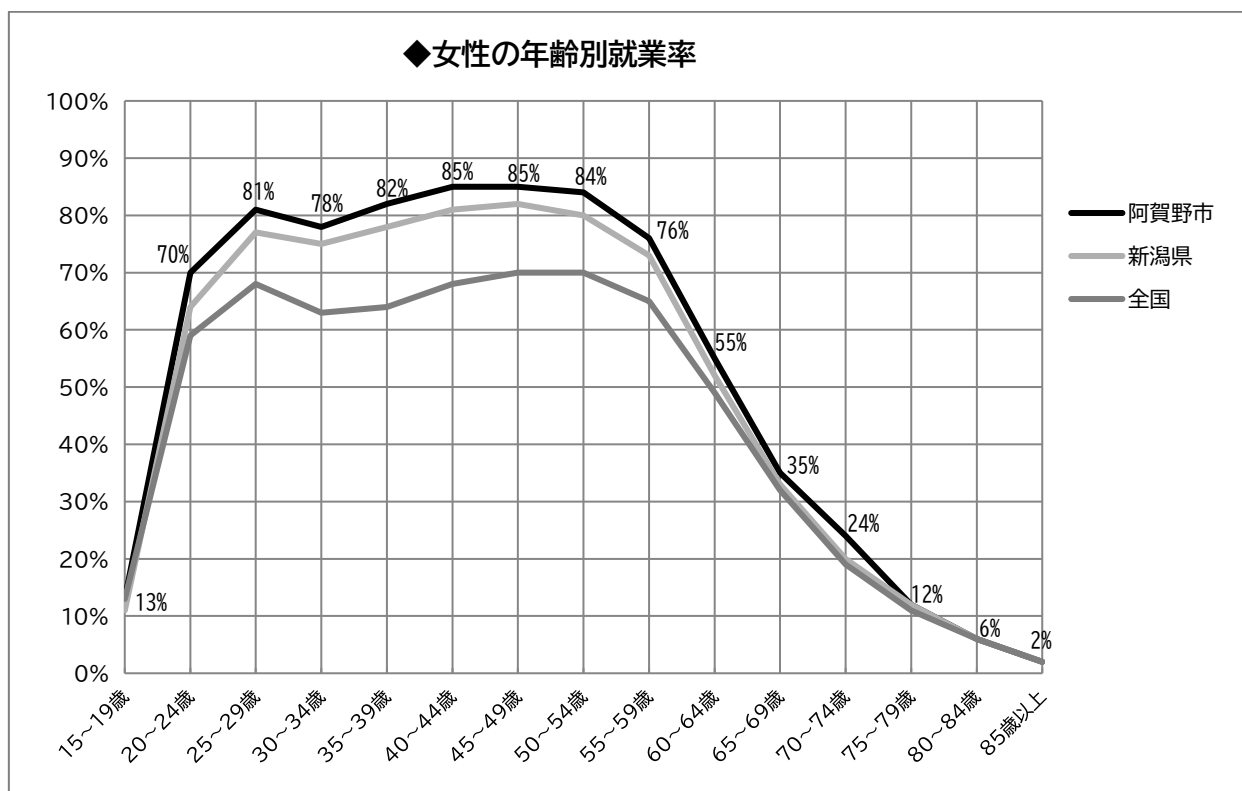
具体的事業	取組内容	主管課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	リーフレットやホームページ等による情報発信により、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。	総務課 企画財政課 商工観光課
育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休暇の取得を促進するため、リーフレットやホームページ等により制度周知や啓発を行います。	総務課 企画財政課 商工観光課
ハッピー・パートナー企業への登録推進	ハッピー・パートナー企業への登録を推進し、ホームページ等により市内登録企業の取り組みを紹介します。	企画財政課 商工観光課
ハッピー・パートナー企業に対する競争入札参加資格格付の加点評価の実施	入札参加資格業者の格付について、男女共同参画を推進するハッピー・パートナー登録企業に対し、加点評価を実施します。	管財課

◆重点目標Ⅱ-2 男女の性別に偏らない就労環境づくり

【現状と課題】

日本の女性の労働力率は、30歳代で一旦落ち込み、40歳代にかけて再び上昇に転じる、いわゆるM字カーブ※4を描くことが特徴となっています。阿賀野市では、平成27年の国勢調査の結果から、全国や県と比べて女性の就業率が高く、結婚・出産後も仕事を続ける女性が多いことがわかります。その一方で、市民意識調査では「職場における男女の地位の平等感」について、4割以上の方が男性の方が優遇されていると感じています。

男女がともにその能力を発揮するためには、働きやすい環境づくりが必要です。企業においては「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づく取組について推進することが重要です。

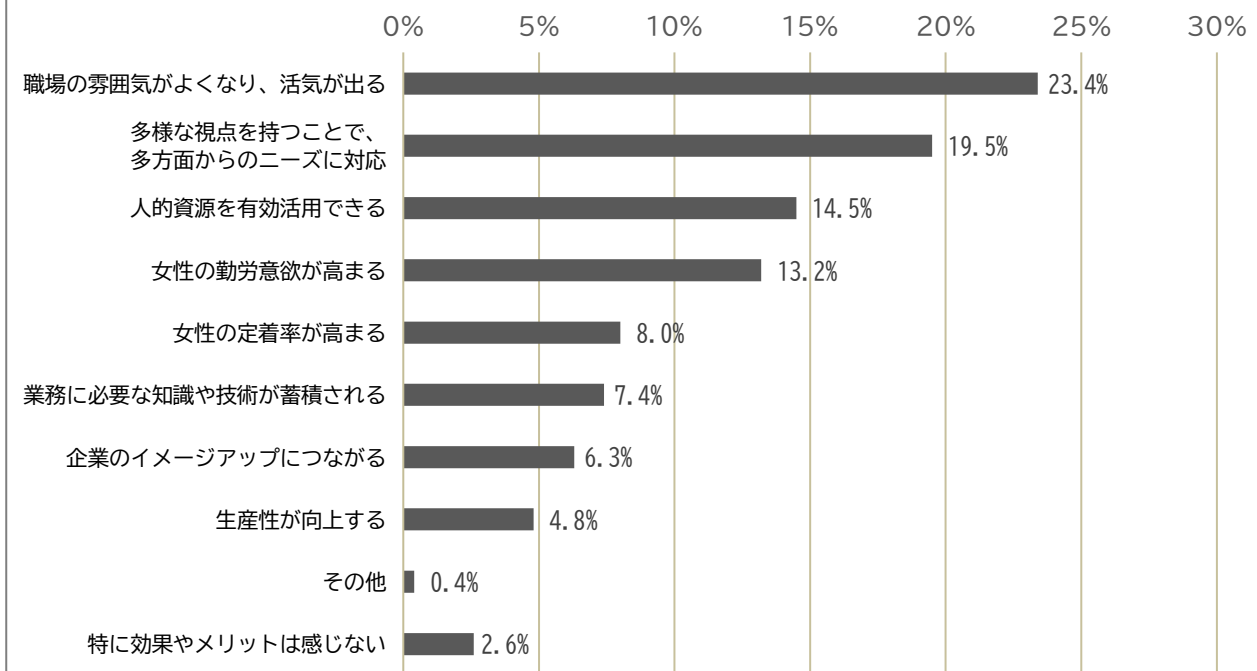


資料：平成27年国勢調査

※4 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳後半と40歳が山になる、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

◆女性を積極的に活用することで得られると考えられる効果



資料：令和元年度男女共同参画に関する事業所意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
男女雇用機会均等法等の周知・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、事業所等への周知・啓発を図ります。	商工観光課
職業能力・技術を習得する学習機会の提供	職業能力・技術を習得する講座等の情報提供を行います。	商工観光課
男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、女性活躍推進法に則り事業所への普及・啓発を図ります。	商工観光課

◇施策の基本的方向

(2) 女性に対する再就職等支援の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
就職・再就職に向けた学習機会等の提供	就職・再就職を目指す女性を対象に、キャリアアップ等に必要な講座等の情報提供を行います。	商工観光課

基本目標Ⅲ 女性が活躍できるまちづくり

少子高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化しています。課題に対応しながら維持・発展していくためには、性別や年齢にかかわらず、すべての人があらゆる分野に参画し、多様な視点の導入と人材を活用することが重要です。

平成28年に完全施行された「女性活躍推進法」では、あらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※5により、目標達成に向け官民を挙げて取り組む必要性が強調されています。

あらゆる分野における固定的な性別役割分担を解消し、政策や意思決定の場などへの女性の参画を促していく必要があります。

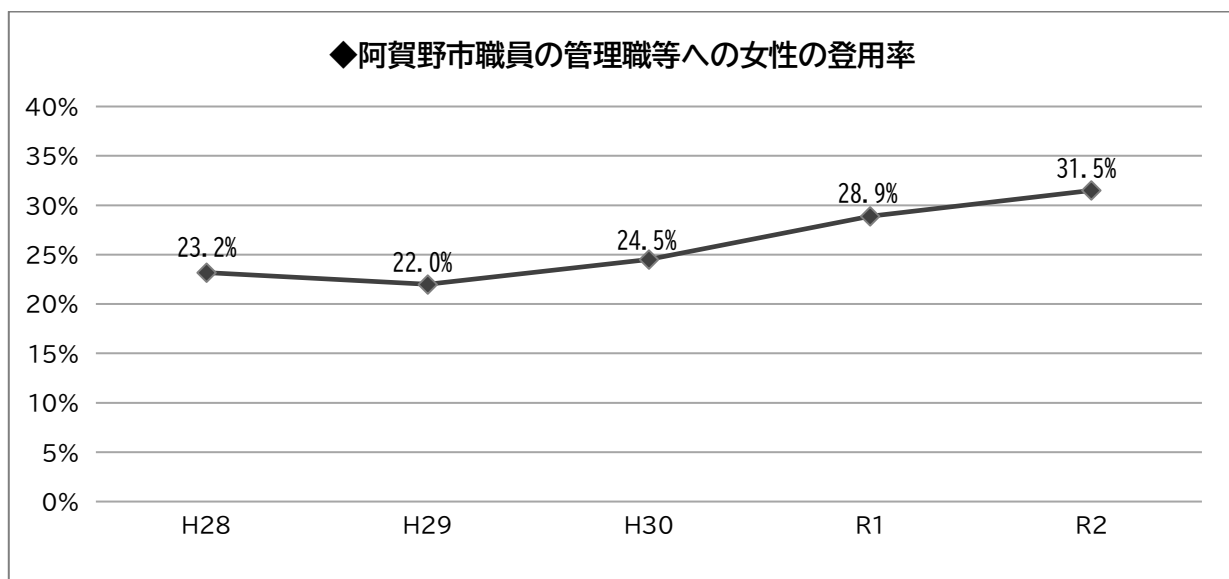
◆重点目標Ⅲ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状と課題】

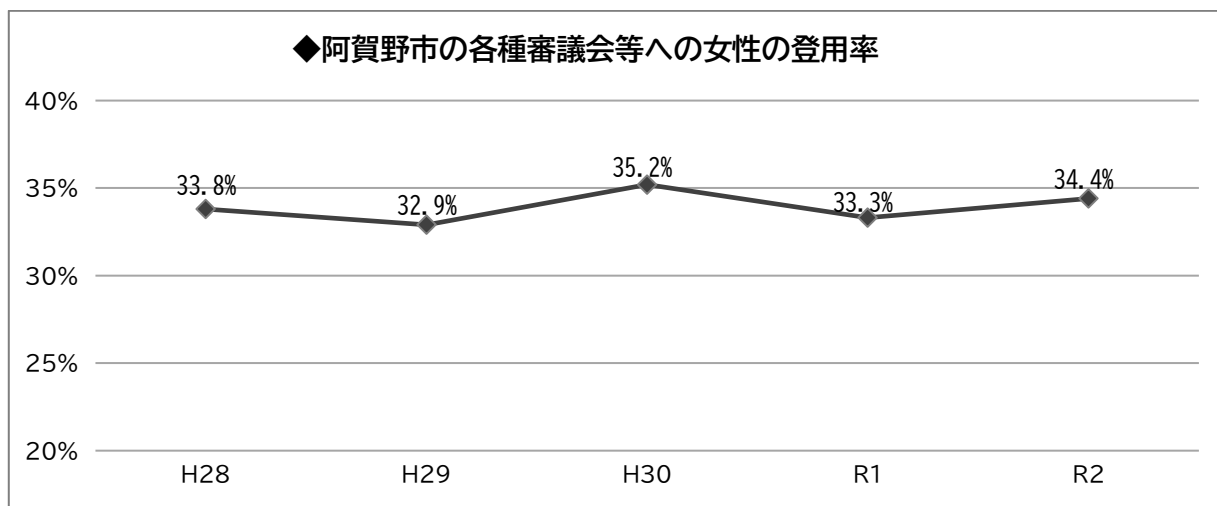
男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、共に責任を担うことが重要です。

阿賀野市における女性職員の管理職等（係長相当職以上）の登用率は年々上昇しており、政策・方針決定の場への参画が進んでいることがわかります。

一方、審議会等の委員に占める女性の割合は横ばいで推移しており、女性委員のいない審議会等も存在していることから、男女の意見がバランスよく反映されるよう、女性委員の登用について引き続き働きかけを行っていく必要があります。



資料：企画財政課



資料：企画財政課

◇施策の基本的方向

(1) 市の政策決定過程への女性の参画の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
市女性職員の育成及び管理職への登用促進	男女問わず管理職職員の育成に努め、女性管理職登用に向けた意識改革を図ります。	総務課

◇施策の基本的方向

(2) 市の審議会等への女性登用の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
委員会・審議会等への女性委員の登用促進	市の「審議会等の委員の任命に関する指針」の周知と女性委員の参画拡大を図ります。	企画財政課

※5 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、あらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法に盛り込まれている。

◆重点目標Ⅲ-2 あらゆる分野での女性の参画の推進

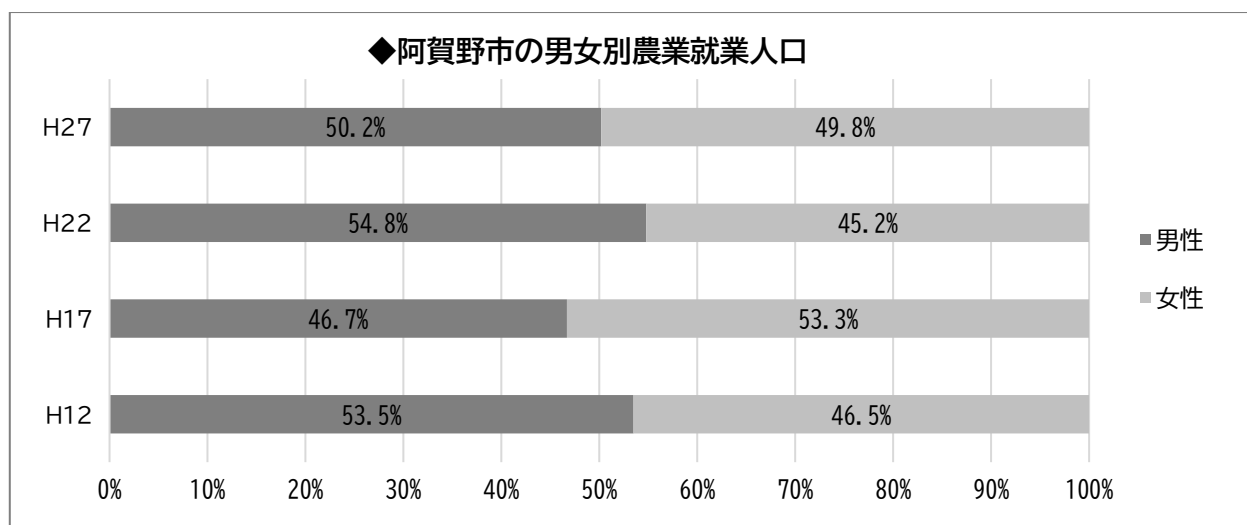
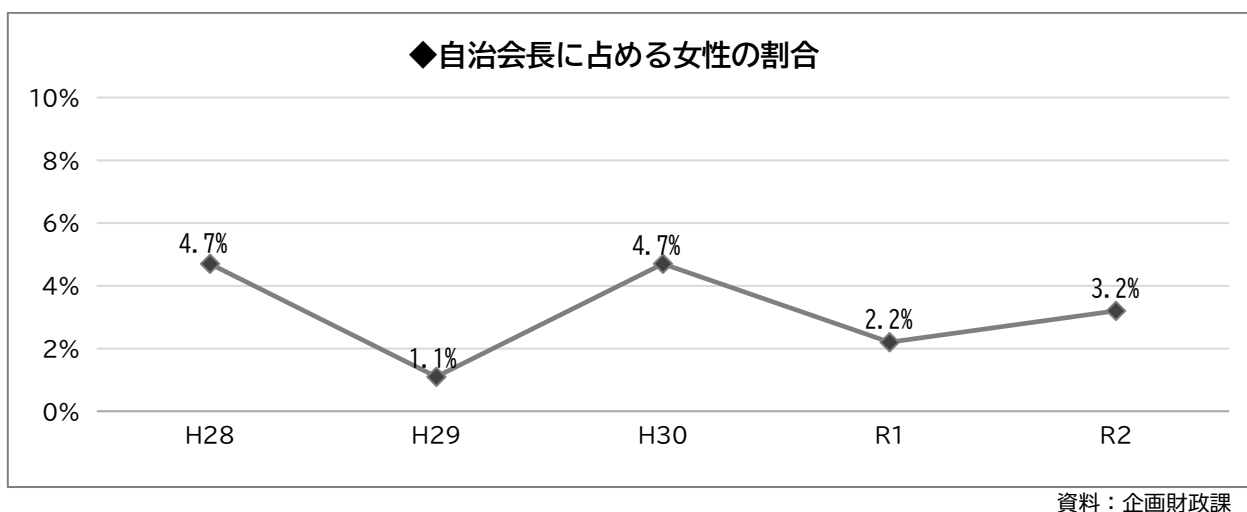
【現状と課題】

市民意識調査によると、「地域における男女の地位の平等感」について、5割以上の方が男性の方が優遇されていると感じています。地域活動や防災活動等の社会活動の場では、男性の方が女性よりも活動している割合が高く、各団体の長や役員といった責任のある役割も男性が担うことが多いという現状があります。

近年では、数々の災害が発生しており、それらの教訓から、避難所運営など防災の分野においても、男女共同参画の視点を取り入れることが不可欠なものとなっています。

産業の分野においても、女性は担い手として重要な役割を果たしていますが、経営における方針決定などは男性中心に行われることが多く、事業活動や家事などで女性が果たしている役割について適正に評価されていないことが少なくありません。いずれも固定的役割分担意識に基づく慣習等が、意思決定や経営に対する女性の参画を妨げている要因と考えられます。

地域や組織等に残る意識変革のための普及啓発を進めるとともに、女性の経営能力や技術向上に対する支援を行うことが重要です。



◇施策の基本的方向

(1) 地域活動への女性の参画の推進

具体的事業	取組内容	主管課
自治会等、地域における女性の参画促進	ホームページ等を活用し、地域づくり活動における女性参画の必要性について啓発を行います。	企画財政課

◇施策の基本的方向

(2) 防災分野における女性の参画の推進

具体的事業	取組内容	主管課
女性の視点を取り入れた防災体制の構築	女性の視点を踏まえた防災用品の備蓄を行います。	危機管理課
消防団活動への女性団員の参画促進	消防団事業への女性の参画拡大を図るとともに、災害弱者である年少者・高齢者等への防災指導において女性の視点を取り入れた消防団活動を実施します。	消防本部

◇施策の基本的方向

(3) 農業・商工業等自営業における女性の経営参画の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
家族経営協定締結に向けた女性・若い世代への普及・啓発	女性の経営参画を促すとともに、家族経営協定※6 について女性や若い世代への普及啓発を図ります。	農林課 農業委員会
事業所等における女性管理職登用の促進	女性人材の促進に関する広報活動を積極的に行います。	商工観光課
自営業や農業経営等における女性の経営参画の促進	家族経営を基本とした自営業等において、男女が対等に経営参画するための広報活動を行います。	商工観光課 農林課 農業委員会

※6 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためには、個性や多様性を認め、人権が尊重される社会を形成することが必要です。

暴力やハラスメントは、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つける行為です。暴力を容認しない社会意識を醸成する取組を推進することが重要です。

誰もが家庭や地域等で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康でいることが大切です。生涯にわたって健康に過ごせるよう、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援していきます。

また、経済状況の変化などにより、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立などの困難を抱える人が増加しています。生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。

◆重点目標Ⅳ-1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

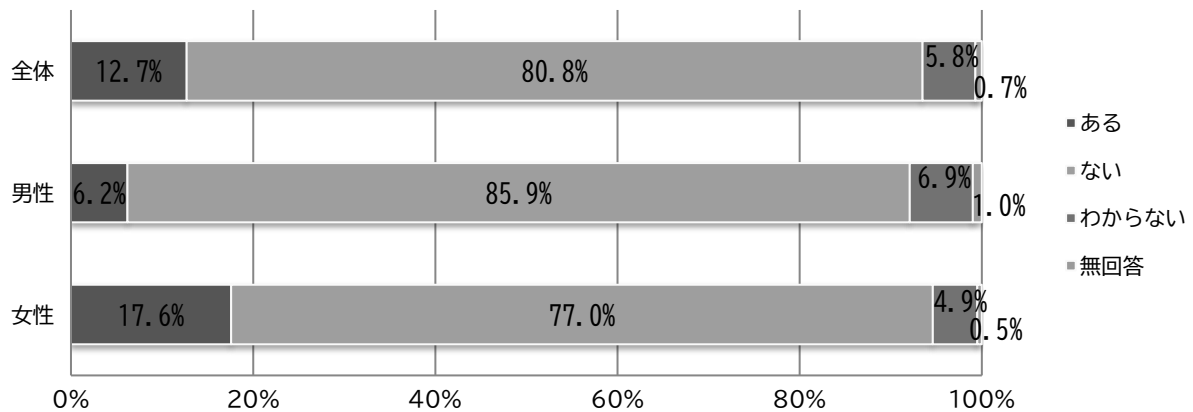
市民意識調査によると、1割以上の方がDV（ドメスティック・バイオレンス）※7 やセクハラの被害を受けたことがあると答えており、被害を受けた人の5割以上が相談をしていないという結果がでています。また、調査には表れない潜在的なDVやハラスメント※8 も存在していると思われ、被害を受けたり、被害を疑われる場合は、「ひとりで悩まず相談する」ことの大切さを啓発するとともに、相談窓口の周知を強化していかなければなりません。

DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待についても同時に行われていることが少なくありません。児童虐待に対しては、関係機関等との連携の下、虐待予防を行うとともに早期発見・早期対応を図ることが重要です。

※7 DV（ドメスティック・バイオレンス）

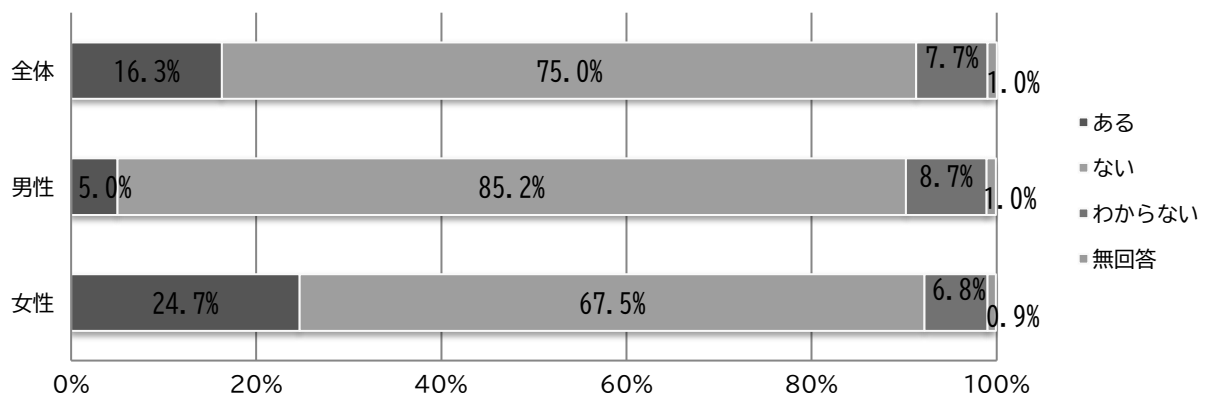
配偶者や恋人など密接な関係にある、または密接な関係にあった人から振るわれる暴力のこと。家庭内の起こることが多いため被害が潜在しやすい。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含み、女性だけでなく男性が被害者となることもある。

◆ドメスティック・バイオレンスの被害経験



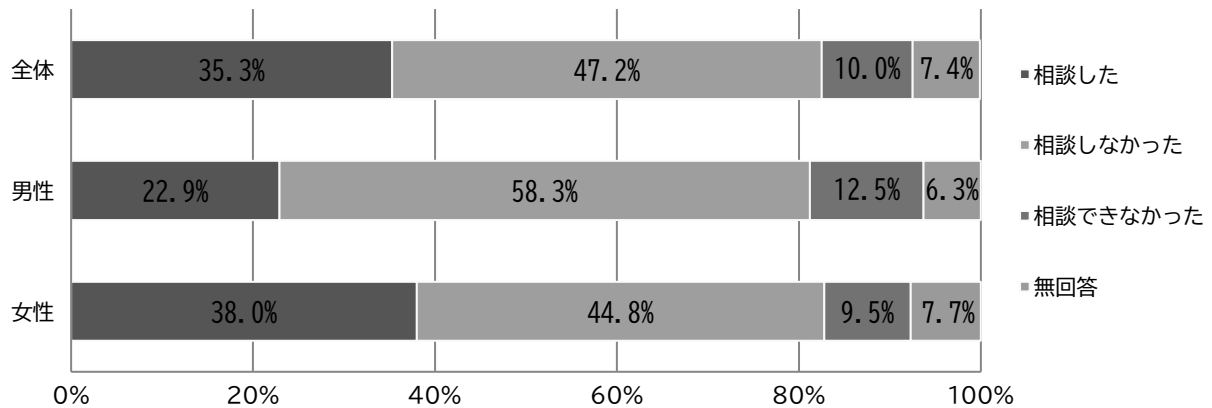
資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◆セクシュアル・ハラスメントの被害経験



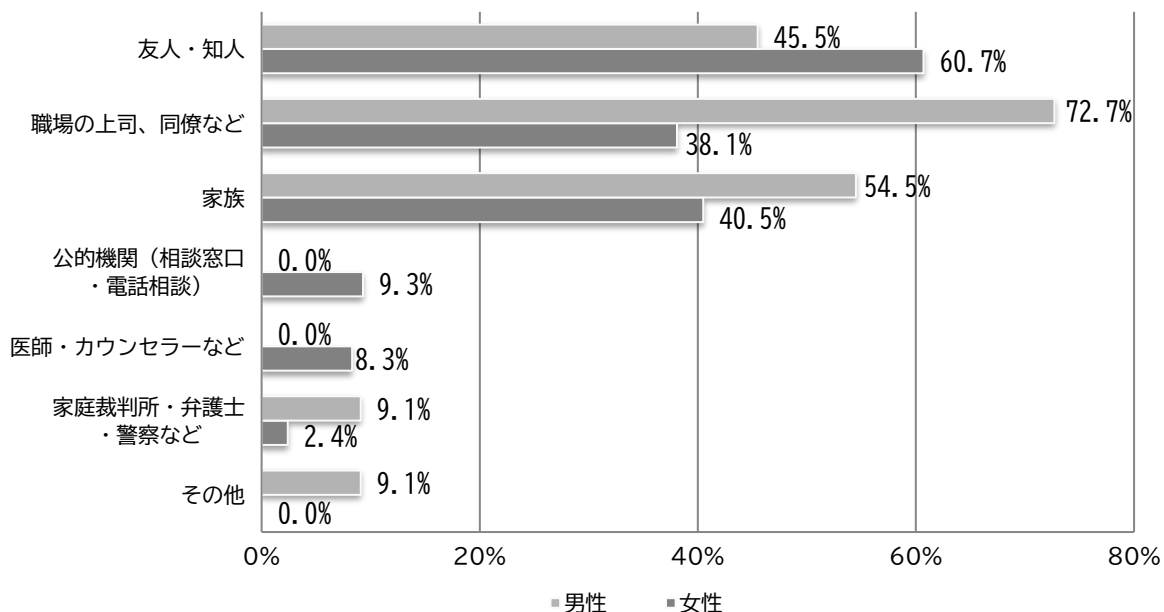
資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◆セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの相談状況



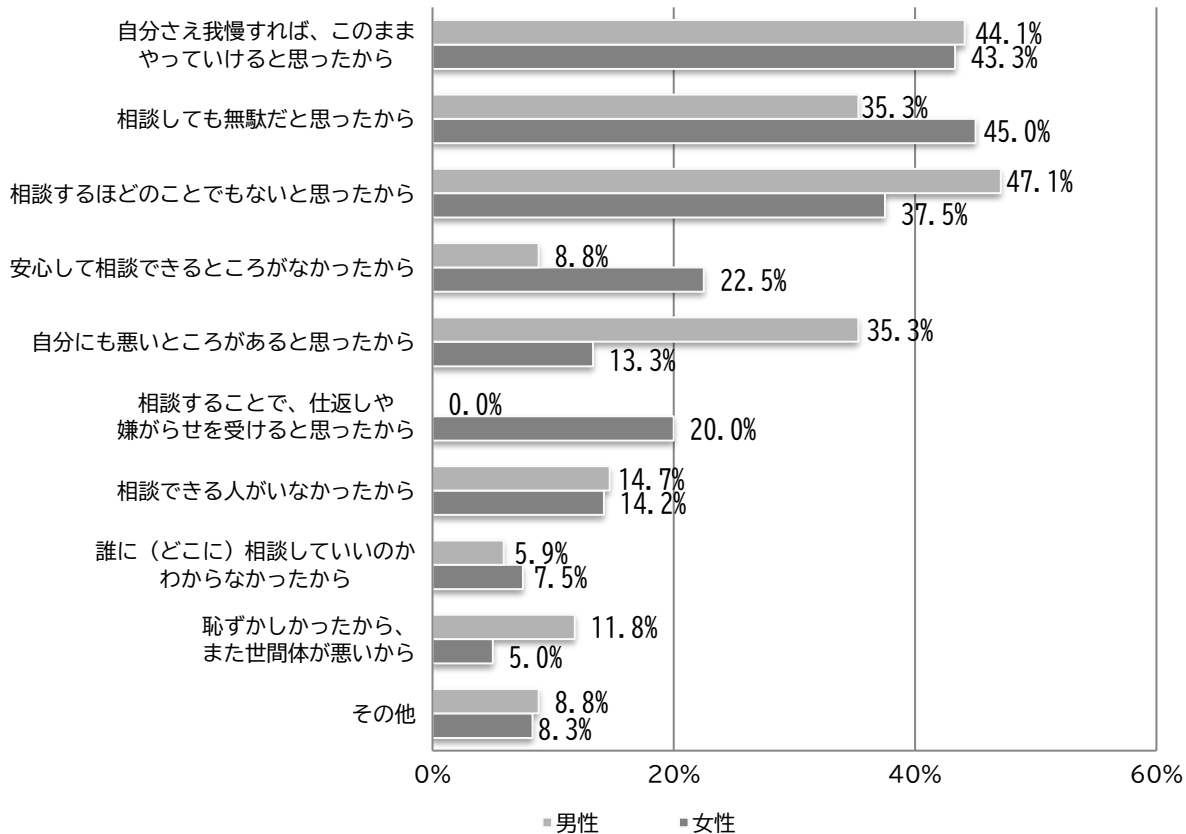
資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◆セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの相談先



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◆どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）理由について



資料：平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待等の根絶と防止に向けた取組の推進

具体的事業	取組内容	主管課
児童虐待・DV防止に向けた啓発の推進	ポスターやパンフレット等による広報活動及び児童虐待・DV防止に関する講座等を開催します。	企画財政課 健康推進課
DV等に関する相談窓口の周知	各種相談窓口について、チラシやホームページ等による積極的な周知を行います。	企画財政課 健康推進課
デートDV防止に向けた啓発の推進	生徒を対象にデートDV防止のため、チラシ等による意識啓発を行います。	企画財政課 学校教育課
市民に対する学習機会の提供	市民を対象に、人権・DV等に関する研修会等を開催します。	市民生活課 健康推進課

◇施策の基本的方向

(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた取り組みの推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント等、あらゆるハラスメント防止のため、パンフレット等による意識啓発を行います。	企画財政課 商工観光課

※8 ハラスメント

「嫌がらせ」を指し、他者に対する発言・行為等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることをいう。代表的なものは次のとおり。

- ▶セクシュアル・ハラスメント…性的な嫌がらせのこと。身体的な接触だけでなく、言葉によるものもある。
- ▶ジェンダー・ハラスメント…性に関する固定観念や差別意識に基づいた嫌がらせ行為のこと。
- ▶パワー・ハラスメント…職務上の地位や人間関係などの上下関係や優位性を利用し、業務の適正な範囲を超え、本人の意に反することを強要する行為や言動のこと。
- ▶マタニティ・ハラスメント…妊娠や出産をした女性職員に対して、異動や減給、自主退職の強要など、不当な扱いを行うこと。
- ▶モラル・ハラスメント…言葉や態度などにより陰湿に繰り返される、精神的な暴力や嫌がらせのこと。

◆重点目標Ⅳ－２ 誰もが心身ともに健康でいられる環境づくり

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。特に女性は、妊娠・出産や更年期など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意しなければなりません。しかし、市民意識調査の結果では８割以上の方が性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※9 について認知していない状況です。女性の人権を尊重する観点からも、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、社会全体で認識し、普及していかなければなりません。

あわせて、誰もが健康を享受できるよう、健康づくり・体力づくりのための各種教室などの取り組みも重要です。

◇施策の基本的方向

（１）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の推進

具体的事業	取組内容	主管課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発	性と生殖に関する健康と権利について理解を深めるため専門家による講座等を開催します。	健康推進課
妊娠・出産・子育て・不妊に関する健康支援の充実	子育て電話相談、健康診査、家庭訪問、マタニティスクール、不妊相談を実施します。	健康推進課
学校等における性教育の充実	性に関する正しい知識を身につけ、望まない妊娠や性感染症などの危険を回避する力とともに、命の大切さを学ぶ機会とする学習会等を開催します。	健康推進課

◇施策の基本的方向

（２）生涯を通じた男女の心と体の健康支援

具体的事業	取組内容	主管課
ライフステージに応じた健康保持の促進	健康寿命の延伸を図るため、健康に関する情報提供や運動教室等を開催します。	健康推進課
心の健康づくりの推進	ストレスや心の不安等を解消するため、講演会・研修会を実施します。	健康推進課
受診しやすい健診体制の整備	生涯にわたる健康づくりを支援するため、特定健康診査や各種健康診査の充実と、性差に配慮した受診しやすい健診体制の整備に努めます。	健康推進課

※9 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

生涯にわたって性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあること、またその状態を享受する権利のこと。生殖の自己決定権（産む自由・産まない自由を自己選択できる権利）なども含まれる。

◆重点目標Ⅳ－３ 困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

経済状況や就業構造の変化、結婚・離婚に対する意識の変化などにより、非正規雇用者やひとり親世帯が増加しています。それに伴い、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立などの困難を抱える人も増加しています。

特に母子家庭においては、平均年収が一般家庭と比べて低い水準にあり、経済的に困難を抱える傾向があります。

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることで、貧困等の次世代への連鎖を断ち切り、安定した生活を送ることができるよう支援をしていく必要があります。

<母子世帯>

	2005年	2010年	2015年	2015年 - 2010年
阿賀野市	190世帯	197世帯	228世帯	+ 31世帯
新潟県	14,451世帯	15,157世帯	14,282世帯	▲ 875世帯

<父子世帯>

	2005年	2010年	2015年	2015年 - 2010年
阿賀野市	33世帯	31世帯	26世帯	▲ 5世帯
新潟県	1,369世帯	1,368世帯	1,325世帯	▲ 43世帯

資料：平成15年国勢調査、平成22年国勢調査、平成27年国勢調査※

※国勢調査における母子・父子世帯とは、未婚・死別又は離別の女親または男親とその未婚の18歳未満のこどものみからなる一般世帯をいう。

◇施策の基本的方向

(1) ひとり親家庭等への支援

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
各種手当・助成の実施	児童扶養手当や医療費助成等により、生活の安定を図ります。	社会福祉課
就労支援の実施	ひとり親家庭等の扶養者の就労・キャリアアップを支援し、自立の促進を図ります。	社会福祉課

◇施策の基本的方向

(2) 生活困窮者への自立促進支援

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容	主管課
生活困窮者に対する包括的な支援の実施	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援等、各種支援により自立の促進を図ります。	社会福祉課

第3章 計画の推進

- 1 施策の推進体制
- 2 進行管理
- 3 指標の一覧

第3章 計画の推進

計画推進のための施策は多岐にわたり、市の最上位計画である「阿賀野市総合計画」においては、その基本事業の一つに「男女共同参画の推進」を掲げ、市の全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしています。

すべての所属において、職員一人一人が男女平等・共同参画の意識を持ち、事業を進めていくことが重要です。

1 施策の推進体制

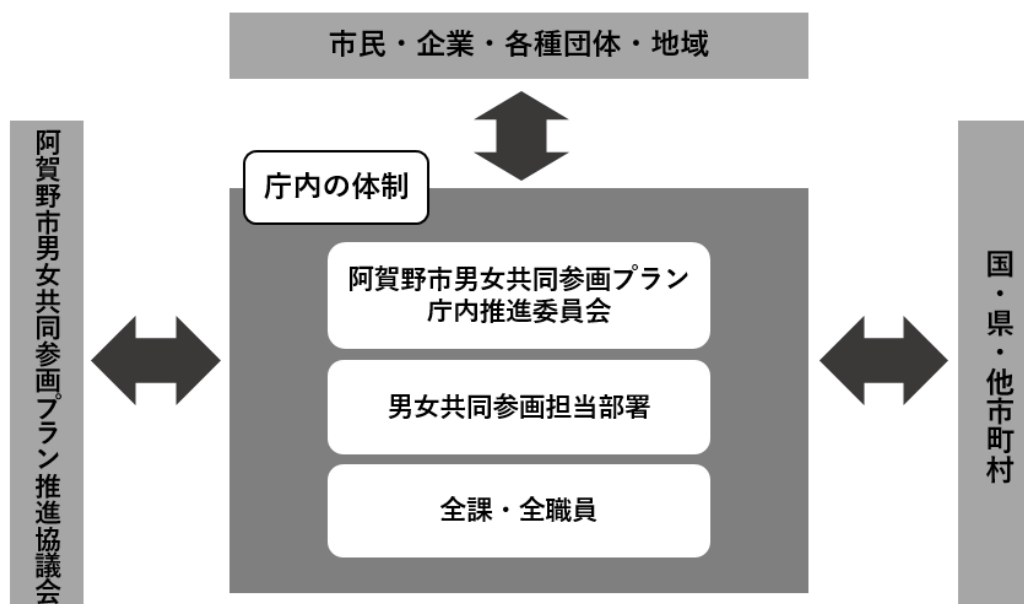
男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、課長等で構成する「阿賀野市男女共同参画プラン庁内推進委員会」を推進体制とし、全庁的な計画の遂行を図ります。

また、各種団体の代表者で構成する「阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会」を設置し、計画の進捗状況などについて幅広く意見を求め、施策に反映させるよう努めます。

2 進行管理

計画の着実な推進のため、毎年度、施策及び事業の達成状況や事業効果について確認し、その後の計画推進に反映させるよう努めます。

また、計画期間内であっても、市民の意識や実態及び社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行います。



3 指標の一覧

<基本目標Ⅰ> 男女共同参画を推進する意識づくり

項 目		基準値 (年度)	目標数値 (令和7年度)	資料出所等
1	家庭において男女の地位は平等であると思う人の割合	31.9% (平成30年度)	35.0%	市民意識調査
2	「男は仕事，女は家庭を中心とする方がよい」という考えに反対する割合（思わない+あまりそう思わない）	60.8% (平成30年度)	75.0%	市民意識調査
3	社会習慣（しきたり）の面において男女の地位は平等であると思う人の割合	14.3% (平成30年度)	25.0%	市民意識調査
4	学校教育の場において男女の地位は平等であると思う人の割合	50.8% (平成30年度)	60.0%	市民意識調査
5	性的少数者（LGBT）について「内容まで知っている」人の割合	22.1% (平成30年度)	増加させる	市民意識調査
6	阿賀野市男女共同参画プランの認知度（内容まで知っている人の割合）	2.6% (平成30年度)	10.0%	市民意識調査

<基本目標Ⅱ> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり

項 目		基準値 (年度)	目標数値 (令和7年度)	資料出所等
7	新潟県ハッピー・パートナー企業登録数	38件 (令和2年度)	50件	企画財政課資料
8	ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」人の割合	14.1% (平成30年度)	30.0%	市民意識調査
9	職場において男女の地位は平等であると思う人の割合	31.2% (平成30年度)	40.0%	市民意識調査
10	育児休暇を取得した男性の割合（企業）	10.0% (平成30年度)	30.0%	事業所意識調査

<基本目標Ⅲ> 女性が活躍できるまちづくり

項 目		基準値 (年度)	目標数値 (令和7年度)	資料出所等
11	審議会等委員に占める女性の割合	34.4% (令和2年度)	40.0%	企画財政課資料
12	女性委員ゼロの審議会等の割合	16.3% (令和2年度)	減少させる	企画財政課資料
13	地域において男女の地位は平等であると思う人の割合	26.0% (令和2年度)	30.0%	市民意識調査
14	家族経営協定締結農家数	39件 (令和元年度)	増加させる	農林課資料

<基本目標Ⅳ> 誰もが安心して暮らせるまちづくり

項 目		基準値 (年度)	目標数値 (令和7年度)	資料出所等
15	DVの被害経験（精神的・肉体的・性的）があると回答した女性・男性の割合	12.7% (平成30年度)	減少させる	市民意識調査
16	DV等の被害にあったときに相談しなかった・できなかった人の割合	57.2% (平成30年度)	減少させる	市民意識調査
17	DV等について相談窓口を知っている人の割合	—	増加させる	市民意識調査
18	リプロダクティブ・ヘルツ／ライツについて「内容まで知っている」人の割合	1.6% (平成30年度)	10.0%	市民意識調査

資 料

日本国憲法（抄）

男女共同参画社会基本法

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会委員名簿

日 本 国 憲 法 （抄）

公布 昭和 21 年 11 月 3 日

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な保障の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 31 条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

(略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。
男女共同参画社会基本法

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場

合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成11年7月16日法律第102号抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

一から十 [略]

十一 男女共同参画審議会 [後略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。[後略]

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実質的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する

差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並

びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるものかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成13年 4月23日法律第31号
最終改正 令和元年 6月26日法律第46号

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

ない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する

文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相

談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成27年 9月 4日法律第64号
最終改正 令和元年 6月 5日法律第24号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及

び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして

内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関

して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会委員名簿

敬称略（五十音順）

氏 名	所 属 等
阿部 恵美	阿賀野市社会福祉協議会
伊藤 敏子	阿賀野市食生活改善推進委員協議会
○ 井上 絹子	安田商工会
遠藤 志野	阿賀野市消防団女性部
◎ 小野 敏	新津人権擁護委員協議会阿賀野部会
酒井 里佳子	阿賀野市教育委員
笹川 真紀子	北蒲みなみ農業協同組合
三膳 章	阿賀野市校園長会
高橋 真純	新潟県中小企業家同友会下越南支部
長峰 史裕	阿賀野市P T A連絡協議会
見尾田 正行	阿賀野市農業委員

※ 任期：令和２年４月～令和４年３月

◎は会長、○は副会長

第4次阿賀野市男女共同参画プラン
～男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり～
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

令和3年 月

編 集 阿賀野市総務部企画財政課
発 行 阿賀野市
〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10-15
T E L : 0250-62-2510 (代表)
F A X : 0250-62-0281
E-mail : kikaku@city.agano.niigata.jp
